

那珂川市子どもの権利条例

那珂川市では、子どもの権利について、分かりやすく定めるとともに、それを保障する大人の役割や取組などについて定めた「那珂川市子どもの権利条例」を制定した。条例づくりに当たっては、ワークショップ等、様々な住民参加の方法により、住民の意見を取り入れた。条例では、市の子どものに関する施策推進の柱に位置付け、子どもの権利救済制度を規定している。

1 那珂川市の概要

本市は、福岡県の西部にあり、福岡市の都心部から南に13 kmに位置し、北西部は福岡市に、南部は佐賀県に接しています。地域の大半を占める南部の背振連山を源に発する那珂川とともに、豊かな自然を形成しています。一方、北部は平野部が広がり、博多駅まで最速8分でつなぐ博多南線（新幹線）も運行され、利便性の良い環境でもあります。

恵まれた自然環境や福岡市の都心部から至近の距離にあることから、人口が5万人を突破し、平成30年10月1日には、単独で市制を施行しました。

2 条例制定の背景

子どもは生まれながらにして成長・発達する権利が保障されています。

しかし、国内では、児童相談所での児童虐待相談対応件数や学校でのいじめの認知件数などが増加の一途を辿っており、子どもが死に至るような痛ましい事件も度々報道されています。そのような中、市制施行から数箇月後の平成31年2月に、住民から市に対して、「子どもの権利条例を制定してほしい」という政策提案が、住民244人の連署とともになされました。この住民による政策提案は、



那珂川市健康福祉部
子ども応援課
子ども応援担当係長

渡邊 秀一

住民と市の協働によってまちづくりを推進していくことを目的に制定した、那珂川市まちづくり住民参画条例で規定する住民参画の方法であり、年齢満20歳以上の市内に住所を有する人が100人以上の連署をもって具体的な政策を提案できるというものです。今回の提案理由は、報道による子どもの痛ましい事件で子どもたちが置かれている状況に危機感を覚え、子どもたちが充実した生活を送るには、大人が子どもの権利を保障しなければならぬことを住民全体の共通認識にすべきである、というものでした。

提案を受けた後、市長と政策提案者との懇談会を開催し、住民の想いを改めて確認しました。

市は、子どもたちが充実した生活を送る中で成長・発達できるようにする責任があります。そのためには、日本が批准する児童の権利に関する条約の理念を市全体の共通認識と

し、有効性のあるものにしていかなければなりません。将来にわたって住民と行政が協働し子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを、自治体の法である条例として明らかにするべきであると判断し、条例の制定に取り進むことにしました。

3 条例づくりに向けた取組

本市は住民と市の協働によるまちづくりを推進するため、平成23年4月に前述の那珂川市まちづくり住民参画条例を施行しています。住民は、市政に関心を持ち、自分たちのまちをつくるという意欲と自覚に基づいて自発的に住民参画するように努めることを、そして、市は、住民の意向や意見を把握し、施策に反映させるための住民参画の機会を積極的に設けたり、子どもがその年齢にふさわしいまちづくりに参加する機会を保障するように努めたりすることなどを規定しています。そのため、条例づくりに当たっては、次の三つの住民参画の方法により、住民の意見を取り入れて策定しました。

○ 条例策定審議会

市長の諮問に応じて条例素案を審議するため、住民政策提案者や公募による住民などで構成する条例策定審議会を設置し、答申まで

計6回開催しました。

○ ワークショップ

初期において、子どもの権利をめぐる課題の洗い出しとその解決策の検討を行うため、子どもと大人に区分して開催しました。

まず、子ども対象では、定員50人の参加者を市報やチラシ配布により募ったものの、なかなか集まりません。そこで、小中学校や児童館ボランティアの方などから子どもに声を掛けていただいで参加者を募ったり、市内の高等学校に出向き、別途ワークショップを開催したりしました。子ども自身が幸せに生きていくために、家族、友だち、学校などに対して望むことを話し合っていました。

次に、大人対象では、市報やチラシ配布のほか、人づてに参加者を募りました。子どもが幸せに生きていくために、子どもに大切にしてもらいたいこと、大人が大切にしないといけないことを話し合っていたとき、最終的に、子どもと大人の意見を踏まえ、条例に盛り込むべきことを話し合っていました。

○ パブリック・コメント及び住民説明会

終期において、パブリック・コメントを実施するとともに、実施期間中において、条例づくりの趣旨や素案の内容を説明するための

住民説明会を2回開催し、意見を募りやすいようにしました。

また、庁内におきましては、審議会と並行し、関係課長で構成する庁内検討会議を計8回重ね、庁内の見解も審議会の中で審議していただきました。途中、審議会と庁内の見解が異なることもありましたが、この体制により、審議会から答申された条例素案について市が加筆することなく、そのまま条例案として議会へ提出することができました。

条例づくりは住民政策提案から起算して約2年の期間を要しました。しかし、条例づくりの過程に住民参画を取り入れたことで、効果的な取組につながっていくものと思います。

4 条例の内容

児童相談所での児童虐待相談対応件数の増加やわがまま助長論などは、子どもの権利に対する大人の認識が不足しているからに他なりません。大人の認識が変わらなければこの問題は解決しません。その契機となるのが「子どもの権利条例」の制定です。そのため、条例の内容は、子どもばかりでなく、大人に向けたものとしています。

条例制定の趣旨は、子どもが、温かい人間関係の中で充実した生活を送り成長・発達し

ていくことで、自分の可能性に気付き、自信を持ち、そして主体的に生きていくことができるように、家庭や育ち学ぶ施設、地域の中で、大人は子どもとどのように関わってあげばよいのか、それぞれの役割や取組を示すことにより、子どもにやさしいまちを実現させることです。

条例の主な特徴として、市の子どもに関する施策推進の柱に位置付けています。条例に規定する事項を計画的に進めるための行動計画は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画のほか、将来的に、子どもの貧困対策についての計画も位置付けることとしております。

次の特徴として、子どもの権利救済制度を定めています。市から独立した機関が、子どもの権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速・適切な救済を図るとともに、心身の回復を支援していきます。

条例全体の構成としては、大人に求められていることを記した前文から始まり、目的や基本理念などを定めた総則、子どもにとって大切な権利、子どもの権利の保障、子どもにやさしいまちづくりの推進といった内容の全7章32条からできています。この中で、第2章では、子どもにとって大切な権利四つを規定し、子どもは自分の権利の保障を求めるこ

とができること、大切にすることができると、そして、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するように努めなければならぬことを定めています。第3章では、家庭や育ち学ぶ施設、地域のそれぞれに役割があること、そして、虐待や体罰、いじめの行為禁止を定めています。また、第4章では、子どもにやさしいまちづくりの推進の具体的な取組を、第5章では、子どもの権利侵害に対する相談・救済を、第6章では、子どもに関する施策の推進及び検証を定めています。

5 条例に基づく主な取組

子どもがあらゆる場面で権利の主体として尊重されるよう、子どもには権利があるということを、市として発信し続けていくことが重要です。昨年度はコロナ禍を考慮し、パンフレットの各戸配布やホームページ掲載など、対面によらない情報発信を行いました。今年度は、市内37行政区の全てを回り大人に向けた説明会の開催を予定しています。また、市内に在住、在勤、在学する10人以上の団体からまちづくり出前講座としての申込みを受けるときは、随時、説明に伺うようにしています。労力はかかりますが、少しずつ大人の認識が変わっていくように取り組んでいく

こととしています。さらに、子どもに向けては、子どもの権利を学習することができるよう、今年度から小学6年時の社会科カリキュラムに取り込んでもらいました。

6 今後の展望

前文に、「大人は、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として認め、子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で子どもにとって最もよいことを発見し、それを実現することが求められています。子どもと対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、子ども自身が『自分は大切にされているのだ。』という実感をもつようにすることが大切です。」と記しています。

一人でも多くの住民の皆さんがこれを認識し、子どもの権利は決して特別なものではなく、日常の中に当たり前に存在するものとなるように、市として発信し続ける責任があります。今年6月には、こども基本法が成立しました。法律による後ろ盾ができたことは大変心強く、子どもにやさしいまちとなるよう、これからも住民の皆さんとともに取組を進めてまいります。